

令和2年9月15日 第49回東海再処理施設安全監視チーム会合  
議論のまとめ

令和2年9月15日  
東海再処理施設安全監視チーム

○本資料<sup>1</sup>は、令和2年9月15日の東海再処理施設安全監視チーム（以下「監視チーム」という。）の第49回会合における議論について、監視チームから日本原子力研究開発機構（以下「機構」という。）に対する主な要求事項を整理し、東海再処理施設の安全対策に係る議論を簡易的にまとめたものである。

## 1. 防火帯の詳細及び防火帯内部の施設の防火について

### 【監視チームの指摘】

- 防火帯内部の施設の防火について、防火帯内部の施設に保管されている危険物と防消火設備との関係を整理するに当たっては、施設（建屋）毎でなく、火災区画毎に示した上で、防消火設備及び体制により対応が可能であることを説明すること。
- また、本日の説明内容については、今後庁内担当部署と協議の上、追加で指摘すべき事項があれば改めて指摘する。

### 【機構の回答】

- 指摘について了解した。

## 2. 事故対処の有効性評価について

### 【監視チームの指摘】

- これまでの会合においても指摘をしているが、前提となる条件や有効性の判断基準などを論理立てて整理して説明すること。また、説明に当たっては、審査が先行する六カ所再処理施設や実用炉の例を参考とすること。
- 津波が遡上した際の敷地の状況を想定する際には、引き波を含む津波の遡上解析結果を活用し、サイト内に水がたまりやすい場所や漂流物等によってアクセス性が悪化する場所などを丁寧に洗い出し、適切に有効性評価に反映すること。
- 令和2年10月及び令和3年1月に申請するとしている事故対処の有効性評価の各々の内容について、例えば10月申請に含まれる工事が、1月申請で申請するとしている有効性評価とどのように関連するのかなど、詳細に整理して説明すること。

<sup>1</sup> 本資料は、会議の進行と同時並行で作成していることから、正確な表現ではない部分があります。また、誤字脱字、体裁等については、会議後に修正のうえホームページに掲載しています。

**【機構の回答】**

○指摘を踏まえ、次回の監視チーム会合において説明する。

**3. 分離精製工場（MP）等の津波防護に関する対応について**

**【監視チームの指摘】**

- 対応に関する作業方針（P57）は、当方からのこれまでのコメントを踏まえているものと理解する。
- 「有意な放射性物質の流出」の「有意な」については、容器、機器等に内包する放射性物質等を建屋外に流出させない方針と理解したが、その方針であればその旨を明確にすること。
- 今後の詳細調査によるリスク評価においては、合理的な対策の範囲で津波の流入が否定できない評価対象についても、放射性物質の有意な流出をさせないという前提のもと、引き続きプラントウォークダウンによる現場での詳細な調査を行い、適切に対策を講ずること。
- 今後の詳細調査について、監視チーム会合において適宜作業状況を報告すること。

**【機構の回答】**

- 「有意な放射性物質の流出」については、機構としても同様の理解である。必要な対策は着実に実施していく。
- 指摘を踏まえて検討を進め、監視チーム会合において順次説明していく。